

特別養護老人ホーム アポロ園

平成27年8月1日からの利用料金表 (あくまでも目安としてご覧ください。)

《多床室利用の場合》 介護保険負担割合1割負担の方

要介護度と利用料金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. 介護サービス費 (1日)	547円	614円	682円	749円	814円
2. 日常生活継続支援加算 (1日)	36円				
3. 看護体制加算 (1日)	6円				
4. 夜勤職員配置加算 (1日)	22円				
5. 1+2+3+4の合計×30日 1か月 (30日)	18,330円	20,340円	22,380円	24,390円	26,340円
6. 介護職員処遇改善加算Ⅱに係る 自己負担額 (5×3.3%)	605円	671円	739円	805円	869円
7. 5+6の合計	18,935円	21,011円	23,119円	25,195円	27,209円
8. 居住費に係る自己負担額 1日及び1か月 (30日)	第1段階 0円 (0円)、 第2段階 370円 (11,100円) 第3段階 370円 (11,100円)、 第4段階 840円 (25,200円)				
9. 食費に係る自己負担額 1日及び1か月 (30日)	第1段階 300円 (9,000円)、 第2段階 390円 (11,700円) 第3段階 650円 (19,500円)、 第4段階 1,380円 (41,400円)				
1か月 (30日) の利用料金は、 7+8+9の合計ですが、あくまでも 目安です。 ※介護保険高額介護サービス費支給 に係る自己上限額適用後の金額 ※第4段階＝市道民税課税世帯	第1段階 24,000円 第2段階 37,800円 第3段階 49,535円 第4段階 85,535円	第1段階 24,000円 第2段階 37,800円 第3段階 51,611円 第4段階 87,611円	第1段階 24,000円 第2段階 37,800円 第3段階 53,719円 第4段階 89,719円	第1段階 24,000円 第2段階 37,800円 第3段階 55,200円 第4段階 91,795円	第1段階 24,000円 第2段階 37,800円 第3段階 55,200円 第4段階 93,809円

《従来型個室利用の場合》 介護保険負担割合1割負担の方

要介護度と利用料金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. 介護サービス費（1日）	547円	614円	682円	749円	814円
2. 日常生活継続支援加算（1日）	36円				
3. 看護体制加算（1日）	6円				
4. 夜勤職員配置加算（1日）	22円				
5. 1+2+3+4の合計×30日 1か月（30日）	18,330円	20,340円	22,380円	24,390円	26,340円
6. 介護職員処遇改善加算Ⅱに係る 自己負担額（5×3.3%）	605円	671円	739円	805円	869円
7. 5+6の合計	18,935円	21,011円	23,119円	25,195円	27,209円
8. 居住費に係る自己負担額 1日及び1か月（30日）	第1段階 320円（9,600円）、 第3段階 820円（24,600円）		第2段階 420円（12,600円）、 第4段階 1,150円（34,500円）		
9. 食費に係る自己負担額 1日及び1か月（30日）	第1段階 300円（9,000円）、 第3段階 650円（19,500円）		第2段階 390円（11,700円）、 第4段階 1,380円（41,400円）		
1か月（30日）の利用料金は、 7+8+9の合計ですが、あくまでも 目安です。 ※介護保険高額介護サービス費支給 に係る自己上限額適用後の金額 ※第4段階＝市道民税課税世帯	第1段階 33,600円 第2段階 39,300円 第3段階 63,035円 第4段階 94,835円	第1段階 33,600円 第2段階 39,300円 第3段階 65,111円 第4段階 96,911円	第1段階 33,600円 第2段階 39,300円 第3段階 67,219円 第4段階 99,019円	第1段階 33,600円 第2段階 39,300円 第3段階 68,700円 第4段階 101,095円	第1段階 33,600円 第2段階 39,300円 第3段階 68,700円 第4段階 103,109円

<その他の費用>

理髪料金（ご利用した場合）	1,500 円（顔剃のみ 1,000 円）
利用者選定による特別な食事（酒含む）	実費
教養娯楽設備など・レクリエーションなど	実費
利用者が選定した水分補給・おやつ類	実費
利用者の外出着時等の洗濯専門業者への委託	実費
日常生活上必要となるもので利用者が負担することが適当と認められるもの	実費

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆ 利用者が入園した場合及び1ヵ月以上の入院後再び入園した場合、初期加算（1日あたり自己負担30円、30日間加算）をお支払いいただきます。

☆ 入院外泊期間中は所定の利用料金（入院外泊時費用）をお支払いいただきます。

1日あたり 246円（月6日限度）

☆ 入院・外泊時に居室を確保しておく場合は、居住費をお支払いいただきます。但し、第1段階から第3段階に該当する利用者は入院・外泊が発生した日の翌日から6日間を限度として負担限度額をお支払いいただき、7日目からは多床室840円、従来型個室1,150円をお支払いいただきます。

☆ 要介護度に応じた自己負担額と各種加算の合計の負担額は、介護保険高額介護サービス費支給に係る自己負担確認書の自己負担上限額を上回った場合は介護保険高額介護サービス費支給に係る自己負担確認書の自己負担上限額になります。

☆ 社会福祉法人による利用者負担軽減制度に該当する方は利用者負担の軽減があります。